

田村市運動公園内体育施設等

指定管理者 募集要項

田村市総合体育館、田村市陸上競技場及び田村市運動公園多目的運動広場等（以下「運動公園内体育施設等」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集する。

1 対象施設の概要

（１）名称

- ア 田村市総合体育館
- イ 田村市陸上競技場
- ウ 田村市運動公園多目的運動広場等

（２）所在地

田村市船引町船引字遠表４００番地

（３）開設年月日

- ア 田村市総合体育館 平成２２年８月１日
- イ 田村市陸上競技場 平成１５年４月１日
- ウ 田村市運動公園多目的運動広場 平成２０年８月１日

（４）構造及び主な施設内容

- ア 田村市総合体育館
 - メインアリーナ、サブアリーナ、会議室（１室）、多目的ルーム（１室）、
 - 屋内ランニングコース（１コース）、観覧席
- イ 田村市陸上競技場
 - メインスタンド
 - ４００ｍトラック、芝生フィールド
- ウ 田村市運動公園多目的運動広場等
 - ソフトボール４面、サッカー２面、３００ｍトラック１面
 - クロスカントリーコース（１コース）
 - 多目的運動広場西側及び東側トイレ 各１棟
 - 休憩所兼倉庫 １棟
 - スポーツトラクター倉庫 １棟
 - ウォーミングアップ広場（１箇所）
 - 駐車場、調整池、園路、プロムナード等

※別添の「田村市運動公園マップ」、「田村市運動公園現況図」、「田村市総合体育館概略図」、「田村市総合体育館平面図」、「田村市陸上競技場概略図」を参照

（５）敷地面積

２７．６ｈａ（施設と外周部の緑地含む全体）

（６）施設の沿革、設置目的等

田村市運動公園は都市公園として、平成７年度から平成１３年度まで基盤整備、平成１３年度から平成１４年度で陸上競技場を整備し、平成１５年４月に供用を開始しました。

その後も新たな施設の整備を進め、平成20年8月に多目的運動広場、平成22年8月に総合体育館、平成27年4月にクロスカントリーコースの供用を開始しました。各施設は、スポーツ・レクリエーション活動の場として、また、憩いの場として、市民の健康増進とスポーツの振興を図ることを目的とする。

(7) 施設の運営状況の概要

別添の「田村市運動公園内体育施設等管理運営状況」参照

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

市民が広く利用する公の施設としての運動公園等の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及び利用の促進を目指すとともに、施設等の日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

また、利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

(2) 基本的事項

ア 田村市総合体育館、田村市陸上競技場及び田村市運動公園多目的運動広場（以下「体育施設」という。）の開場時間及び休場日又は開館時間及び休館日は、原則として、田村市体育施設管理等に関する規則（平成17年3月1日田村市教育委員会規則第29号。以下「規則」という。）第2条及び第3条に規定するところによること（ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、これらを変更することができる）

イ 体育施設の利用の許可を、田村市体育施設条例（平成17年3月1日田村市条例第100号。以下「条例」という。）に基づき、公平かつ公正におこなうこと。なお、条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないこと

ウ 体育施設の管理上支障があると認められる場合（条例第4条第1項各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、体育施設の入場又は入館を拒否し、又は体育施設からの退場又は退館を命ずることができる

エ 利用料金は、指定管理者が、条例第6条に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、体育施設の利用者から徴収すること。なお、徴収した利用料金は、指定管理者の収入として収受させること

オ 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、教育委員会が定める

カ 指定管理者は、田村市情報公開条例（平成17年3月1日田村市条例第10号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること

キ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（田村市個人情報保護条例（平成17

年3月1日田村市条例第12号)第2条第1号に規定する個人情報という。以下同じ。)の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じること

ク 指定管理者の創意工夫による利用者サービスの向上、効率的な運営、経費削減等につながる提案があった場合は、双方協議のうえ、市はその提案が妥当なものかを判断し、必要に応じて条例の改正を行うこと

(3) 業務の一括再委託等の禁止

管理に係る業務を一括して他の者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、業務の一部についてあらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

(4) 市の施策等との関係

ア 指定管理者は、本施設の所有者である市の施策を理解の上、業務等を実施すること

イ 市民、地域、関係団体、企業が参画・協働し、まちづくりの気運醸成と人材育成につながるまちづくりの推進に寄与する事業展開に努めること

ウ 市民ニーズ等を的確に捉えた上で、これからの時代潮流を積極的に取り入れ、地域資源を最大限に活用する戦略性を持つまちづくりの推進に寄与する事業展開に努めること

エ 市内事業者との連携及び市内経済の活性化を図るため、市内事業者の活用や地元住民の雇用に努めること

オ エコノミックガーデニングにおける地域経済循環を意識した施設運営に努めること

カ 市民の健康、質の高い教育、自然との共生、持続的な経済成長等を実現するため、SDGs(持続可能な開発目標)につながるまちづくりの推進に寄与する事業展開に努めること

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定書に定める。

3 指定管理者が行う業務

(1) 管理業務

(2) 運営業務

(3) 指定事業

(4) 自主事業

(5) その他

ア その他、運動公園内体育施設等の管理に関する事務のうち、市長及び教育委員会のみ
の権限に属する事務を除く業務

※市長のみの権限に属する業務は、行政財産の目的外使用許可(地方自治法第238条の4
の第4項)、不服申立に対する決定(地方自治法第244条の4)等法令に、※教育委員会
のみの権限に属する業務は、行政財産の目的外使用許可(地方自治法第238条の4の第4項)
等法令により定められている。

(6) 上記業務の詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）とする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

指定管理者は利用料金等収入及び市が支払う指定管理料により、管理運営を行う。

（1）利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8号で定める利用料金制を採用することから、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となる。

また、利用料金の額は、条例及び規則で定められているが、定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承諾を得た場合には、指定管理者が利用料金を定めることができる。

なお、条例及び規則で規定する減免の対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、または免除すること。利用料金収入の減収分については、市が支払う指定管理料に含まれているものとして、別途補填はしない。

（2）指定管理料

指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の提案を求める。

ア 基準価格の積算基礎には、人件費、物件費（消耗品費、光熱水費、設備保守点検費用・維持管理費用、修繕費等）、事務費等を含むこと

イ 施設等の修繕について

（ア）1件あたりの見積価格等が20万円を超えるものは、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、毎年度に予算の範囲内で市が修繕を行う。修繕の実施時期は指定管理者との協議による。

（イ）1件あたりの見積価格等が20万円未満のものは、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において実施する。

（ウ）指定管理者の管理上の瑕疵による施設等の損傷を修繕するときは、基準価格に関わらず指定管理者の経費負担で実施する。

ウ 備品等の取扱いについて

（ア）現に使用中の市所有の備品は、指定管理者に無償で貸与する。

（イ）貸与した備品等が経年劣化により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合は、市が必要に応じて購入又は調達する。

（ウ）指定管理者の故意又は過失により備品等を毀損滅失した場合は、使途の協議により、必要に応じて指定管理者の負担と責任により当該備品等を購入又は調達する。

（エ）指定管理者が施設で必要と認める備品等を購入及び設置、使用する場合は、あらかじめ市との協議のうえ、自らの経費負担により、備品等を購入できる。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属する。

エ 市が支払う指定管理料の額は、毎年度提出される収支計画書等の内容を踏まえ、予算の範囲内で年度ごとに別途締結する協定で金額、支払時期、方法等を定め、指定管理料として指定管理者に支払う

オ 指定管理料における修繕費は、過不足を年度末に清算するものとする。

※指定管理者は毎年度提出する収支計画書に当該年度の修繕費見込み額を計上するものとし、指定管理者が支払った修繕費実績額が収支計画書の額を下回った場合はその差額を市に返納する。

カ 前項を除き、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された指定管理料の剰余金は、年度末精算による返還は求めないこととする。

キ 利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合でも指定管理料の増額は行わないため、事業計画・予算立案の際は注意すること。

ク 自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の全部又は一部を指定管理料の縮減に充当することができる。

基準価格 199,299千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和8年度 : 65,372千円）

（令和9年度 : 65,464千円）

（令和10年度 : 68,463千円）

※各年度の基準価格には、精算対象となる修繕費100万円を含む。

6 応募資格

団体またはその代表者が次の項目に該当しないことを条件とする。

- （1）法律行為を行う能力を有しない者
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により田村市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- （4）地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- （5）会社更生法、民事再生法等の規定により更正または再生の手続きをしている者
- （6）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- （7）政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- （8）宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- （9）国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- （10）施設を管理する際、資格、免許が必要な場合に、その資格を有していない者

7 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要とする場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 応募資格及び添付書類の内容に関する宣誓書（様式1）
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- (4) 法人にあつては法人登記簿謄本
- (5) 法人でない団体にあつては、団体の規約、役員の氏名及び住所を記載した書類
- (6) 印鑑証明書
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (9) 田村市運動公園内体育施設等指定管理者事業計画書（様式2）及び収支計画書（様式3）
- (10) 納税証明書
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 福島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ウ 田村市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業書の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- (11) 消防計画（災害時対応フローを含む）に基づく社員の教育・訓練についての計画書
- (12) その他市長が必要と認める書類

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年9月12日（金）まで
- (2) 受付方法 質問書（様式4）に記入の上、郵送又はFAXで提出すること
（電話、口頭による質問は受け付けない。）
- (3) 送付先 問い合わせ先と同じ
- (4) 回答方法 市のホームページで（1）の期間公表する。
（質問者への個別回答は行わない。）

9 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催する。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する

者の氏名をあらかじめ連絡すること。

- (1) 開催日時 令和7年9月11日(木) 午後1時30分から2時間程度
- (2) 開催場所 田村市総合体育館 会議室
- (3) 現地説明会参加申請の提出先 田村市役所生涯学習課
申請方法 電子メール (shogai@city.tamura.lg.jp)
申込期限 令和7年9月4日(木)

1 0 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 田村市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2
電話 0247-81-1215 F A X 0247-81-1228
- (2) 提出期間 令和7年8月1日(金)から令和7年9月30日(火)まで
(土日祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時必着
※ F A X、電子メールでの提出は認めない
- (3) 提出部数 正本1部、副本14部

1 1 応募にあたっての留意事項

- (1) 提出書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- (2) 提出書類及び追加資料は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写する。
(使用は市庁内及び選定委員会での検討に限る。)
- (4) 提出書類及び追加資料は、田村市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 提出期間の終了後における提出書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- (6) 提出書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する申請者の負担とする。

1 2 選定方法

- (1) 選定方法
田村市が設置する選定委員会による審査、評価に基づき、指定管理者の候補者を選定する。
- (2) 選定基準
候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づいて行う。なお、選定に伴う応募書類及び団体の審査は、書類審査及び面接審査とする。
ア 利用者の平等な利用が確保されるものであること

- イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ウ 公の施設の適切な維持・管理とそれら管理に係る経費縮減が図られるものであること
- エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、
又は確保できる見込みであること
- オ その他必要な事項

1 3 書類審査

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの

1 4 面接審査（プレゼンテーション）

令和7年10月23日（木）に実施予定。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理人が出席すること。

時間、場所については後日連絡するものとする。

1 5 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知する。また、選定結果については、ホームページ等で公開する予定とする。

1 6 添付資料・様式

【添付資料】 田村市運動公園マップ

田村市運動公園現況図

田村市総合体育館概略図

田村市総合体育館平面図

田村市陸上競技場概略図

田村市運動公園内体育施設等管理運営状況

田村市運動公園内体育施設等利用状況一覧表

田村市運動公園内体育施設等指定管理業務仕様書

委託業務及びリース契約一覧表

備品台帳

【様式第1号】 指定管理者指定申請書

【様式1】 田村市運動公園等指定管理者指定申請に関する宣誓書

- 【様式 2】 田村市運動公園等指定管理者事業計画書
【様式 3】 田村市運動公園等管理業務の収支計画書
【様式 4】 田村市運動公園等指定管理者募集要項等に関する質問書

問い合わせ先

〒963-4393

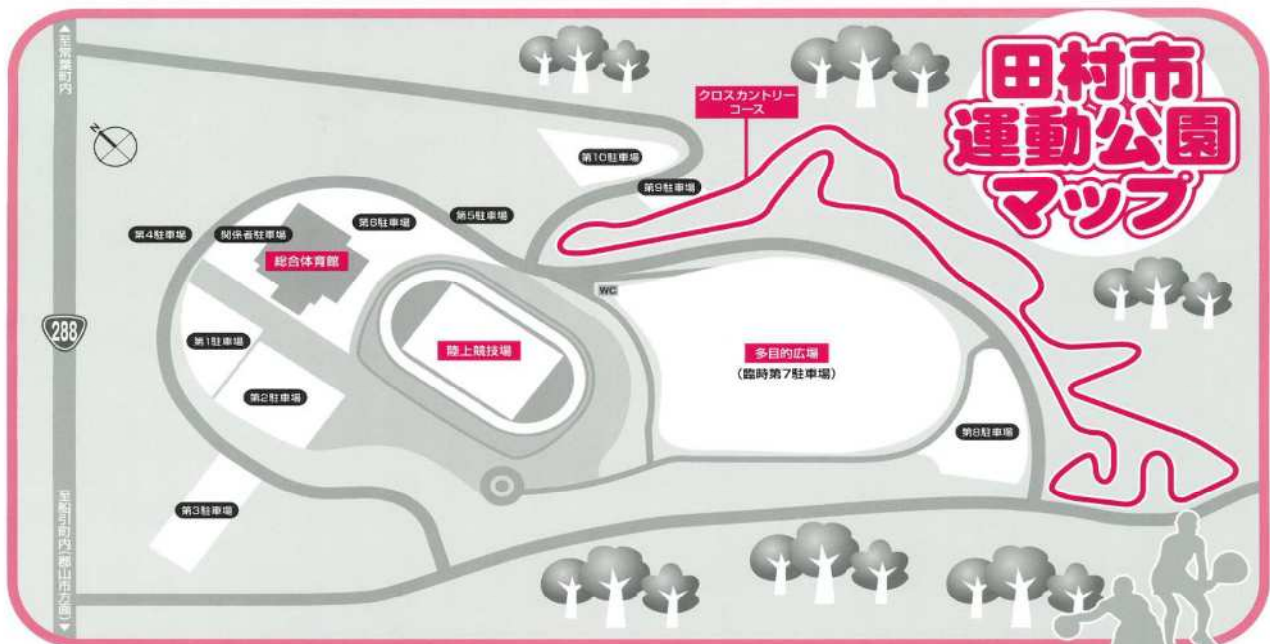
福島県田村市船引町船引字畑添 7 6 番地 2

田村市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係

電 話 0 2 4 7 - 8 1 - 1 2 1 5

F A X 0 2 4 7 - 8 1 - 1 2 2 8

E-mail : shogai@city.tamura.lg.jp



田村市運動公園

〈お問合せ先〉
 田村市総合体育館
 〒963-4312 福島県田村市船引町船引字遠表400
 TEL0247-82-0039 FAX0247-82-5678
 E-mail: taiikukan@city.tamura.lg.jp

総合体育館へのアクセス

- 船引駅東船引駅より車で10分
- 船引駅西船引駅より車で20分

自然豊かな「はつらつ高原都市 田村市」で、勇壮な田村富士（片曾根山）を望みながらスポーツで爽やかな汗を流しませんか。
 田村市運動公園は、公認3種陸上競技場、体育館、多目的運動場、クロスカントリーコース（全長2km、全面天然芝）を備えた施設です。



田村市運動公園マップ

自然豊かな「はつらつ高原都市 田村市」で、勇壮な田村富士（片曾根山）を望みながらスポーツで爽やかな汗を流しませんか。
 田村市運動公園は、日本陸上競技連盟（JAAF）第3種公認の陸上競技場、体育館、多目的運動場、全長2kmのクロスカントリーコース（全面天然芝）を備えた施設です。



田 村 市 総 合 体 育 館 概 略 図



■サブアリーナ

競技名	コート数 (最大)
バスケットボール	1面
バレーボール	1面
バドミントン	3面
ソフトテニス	1面



Sub arena



■メインアリーナ

競技名	コート数 (最大)
バスケットボール	2面
バレーボール	3面
バドミントン	8面
ソフトテニス	2面



Main arena



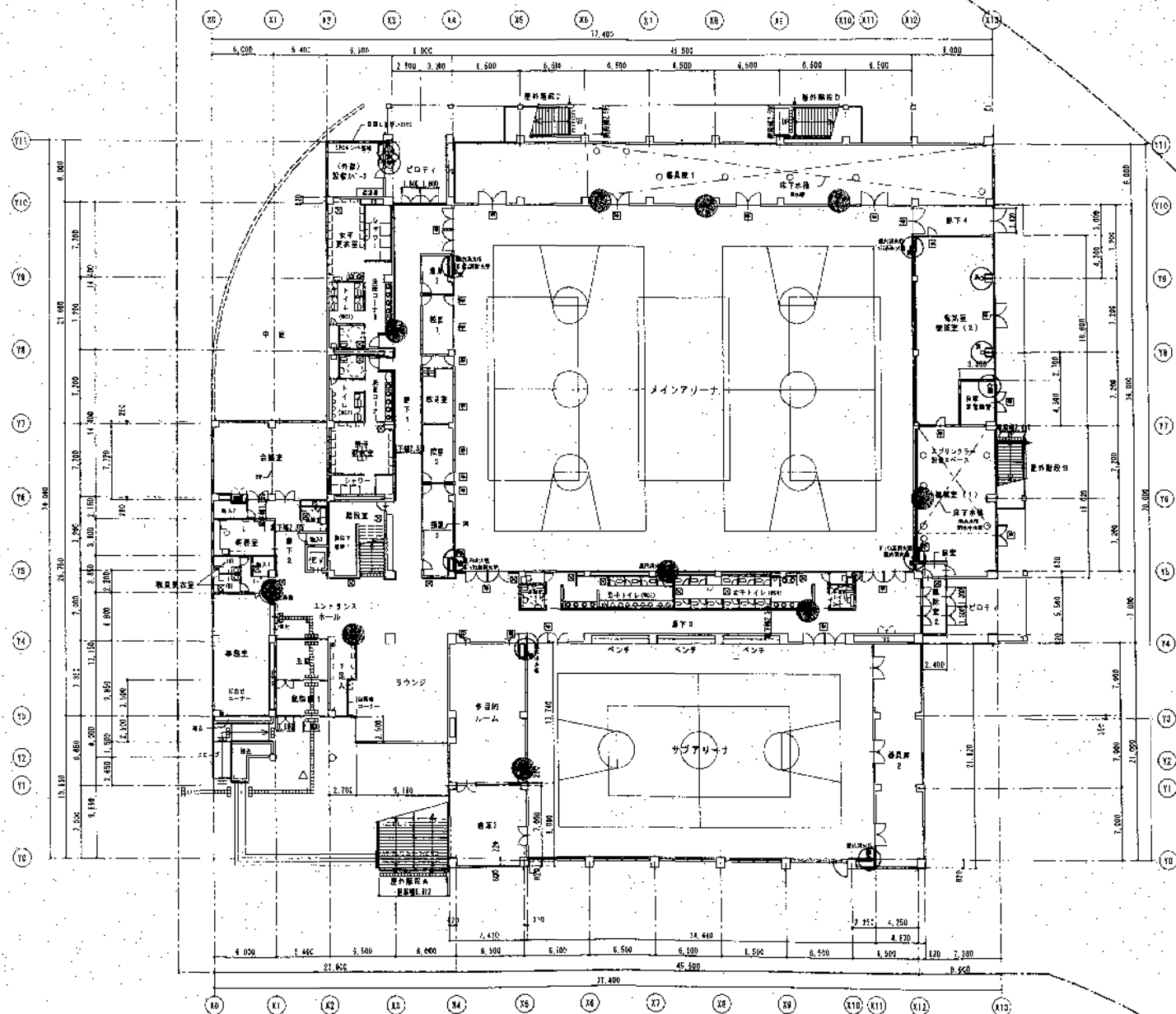
- ランニングコース
2階観覧席に1周200mのランニングコースがあります。
- 1Fボール・ラウンジ



■多目的ルーム



Running Course



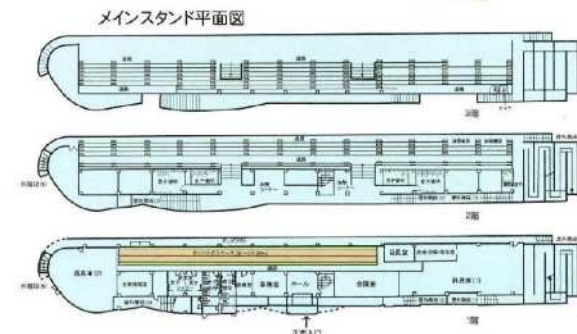
- [illegible]

建设单位	197X、船舶建設特定建設工事共同企業体 〒554-8512 田中町船場2-1-101 船 1247、24-5002	工事名	田村市体育館建築主体工事 竣工図	図面名称	1階平面図	縮尺	1/200 1/200	NO	A-17
------	---	-----	------------------	------	-------	----	----------------	----	------

田村市陸上競技場概略図



室内ランニングレーン(50m2レーン)



田村市運動公園内体育施設等管理運営状況

1 施設等の利用状況

別紙「令和6年度施設別利用者数」のとおり

2 管理運営体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

田村市運動公園等の管理運営業務は、令和5年4月から令和8年3月まで、フクシ・ルネサンスグループ（代表企業：株式会社フクシ・エンタープライズ）に委託。主な業務として、体育施設使用の受付及び使用料徴収、通常の施設管理運営及び各種保守点検等の発注及び各種運動教室やスポーツイベント運営支援等を行った。なお、物品購入（軽微なものは指定管理料から支出）や施設修繕（50万円以上）の発注に係る事務は市が行った。

(2) 職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

フクシ・ルネサンスグループ
（代表企業：株式会社フクシ・エンタープライズ）

館長	(1名)
副館長	(2名)
常勤職員	(1名)
非常勤職員	(3名)

(3) 施設の運営状況（令和6年度）

- ・運営期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・開館日数：307日
- ・休館日：定期休館日 58日間（毎週月曜日及び年末年始12月29日～1月3日の7日間）
- ・営業時間：8:00～22:00（総合体育館、陸上競技場、多目的運動広場）

3 施設利用促進に係る事業

(1) 健康づくり教室

健康づくり教室として、総合体育館にて施設職員が講師を務める常設の運動教室を実施。
（令和6年度：延実施回数324回、延参加者数1171名）

(2) イベント事業

田村ヘルスアッププロジェクトとして、総合体育館・陸上競技場にて構成企業独自の運動プログラムを展開するイベント事業を実施。（令和6年度：延実施回数16回、延参加者数781名）

(2) 令和6年度

【収入の部】

科 目	決算額 (円)	備 考
指定管理料	63,257,000	
施設使用料	2,417,780	
公衆電話使用料	1,040	
コピー料金	10,970	
自販機電気料	180,443	
光熱水費 (利用者負担立替分)	253,333	
事業収入	636,180	
合 計	66,756,746	

【支出の部】

科 目	決算額 (円)	備 考
人件費 (正規職員・非常勤職員、福利厚生費)	19,729,784	
事業経費 (消耗品費・備品費・修繕費・通信運搬費・広告宣伝費・印刷製本費)	3,390,834	
光熱水費 (電気代・ガス代・上下水道代・燃料費)	9,820,377	
業務委託費 (清掃・環境整備業務、各種保守点検・法定検査、機械警備等)	24,897,240	
手数料 (振り込み手数料)	58,445	
使用料及び賃借料 (受信料、各種リース料)	1,539,984	
その他 (賠償責任保険料、租税公課、公用車管理費、業務管理費)	4,026,846	
事業費	2,994,888	
合 計	66,458,398	

令和6年度施設別利用者数

総合体育館		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童(幼・小)	件数	16	15	22	35	20	15	20	31	32	34	42	30	312
	人数	122	202	1,402	1,030	1,016	2,941	3,071	1,325	564	262	699	516	13,150
生徒(中・高)	件数	29	38	38	37	53	23	19	23	48	50	33	56	447
	人数	663	3,385	1,368	693	980	756	391	648	664	1,747	669	921	12,885
大学生・一般	件数	57	55	42	64	71	58	51	49	74	63	85	86	755
	人数	752	1,337	1,447	975	1,298	3,169	2,847	4,263	1,176	1,999	3,088	1,338	23,689
婦人	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者	件数	9	8	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	人数	212	159	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594
計	件数	111	116	114	136	144	96	90	103	154	147	160	172	1,543
	人数	1,749	5,083	4,440	2,698	3,294	6,866	6,309	6,236	2,404	4,008	4,456	2,775	50,318
	使用料	115,340	122,530	79,750	124,080	123,900	104,580	48,350	270,320	139,370	176,230	146,850	144,500	1,595,800
	減免額	252,310	375,840	473,490	463,750	459,390	460,880	633,470	2,253,530	319,710	285,060	2,038,320	446,520	8,462,270
上記のうち	減免件数	43	51	48	53	47	44	41	51	48	48	48	53	575
	文化協会 加盟団体	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体育協会 加盟団体	件数	28	29	24	27	20	18	18	20	26	31	26	293
中高生部活	人数	819	778	764	1,004	559	2,272	462	612	801	3,047	999	769	12,886
	スポーツ 少年団	件数	12	18	22	17	12	14	6	15	16	14	12	173
	人数	106	1,633	2,649	738	1,297	2,480	85	873	542	243	433	183	11,262
	件数	2	2	4	6	15	5	2	5	7	11	2	6	67
団体 計	人数	150	110	567	455	664	446	77	120	272	186	68	493	3,608
	件数	42	49	50	50	47	37	26	40	48	53	47	44	533
	人数	1,075	2,521	3,980	2,197	2,520	5,198	624	1,605	1,615	3,476	1,500	1,445	27,756
	使用料	24,940	28,130	21,050	56,280	54,100	20,500	13,750	42,820	66,670	112,730	54,150	27,200	522,320
団体 計	減免額	233,410	312,090	429,490	292,150	334,390	346,780	165,620	231,430	286,850	266,560	261,320	228,520	3,388,610
	減免件数	42	48	45	48	45	35	26	38	45	46	44	44	506

陸上競技場		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童(幼・小)	件数	6	19	25	15	14	33	12	5	4	5	2	5	145
	人数	160	684	1,497	458	312	3,430	3,634	727	51	95	91	129	11,268
生徒(中・高)	件数	82	78	33	49	63	40	32	30	31	27	24	45	534
	人数	1,349	3,143	566	870	792	818	469	455	360	183	111	488	9,604
大学生・一般	件数	29	22	24	22	13	20	18	3	2	3	12	18	186
	人数	259	735	2,128	447	297	1,870	2,364	769	77	92	77	348	9,463
婦人	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	347	119	82	86	90	93	62	38	37	35	38	68	1,095
	人数	1,768	4,562	4,191	1,775	1,401	6,118	6,467	1,951	488	370	279	965	30,335
	使用料	76,290	79,190	31,010	63,280	35,130	35,570	6,260	6,660	11,680	8,760	9,730	19,430	382,990
	減免額	110,080	166,480	196,660	137,230	112,280	222,280	289,980	125,690	69,590	63,760	53,020	119,550	1,666,600
上記のうち	減免件数	33	41	44	35	41	48	49	30	27	24	21	29	422
	文化協会 加盟団体	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体育協会 加盟団体	件数	10	6	7	12	9	10	1	3	8	9	7	91
団体 計	加盟団体	人数	231	95	2,141	467	222	1,602	28	180	227	130	107	5,571
	スポーツ 少年団	件数	16	18	20	17	15	16	10	9	10	13	13	167
		人数	200	1,199	1,396	713	392	937	378	1,442	87	136	130	7,158
	中高生部活	件数	24	41	23	17	32	13	7	8	8	7	4	196
団体 計		人数	485	1,025	472	472	698	804	66	121	152	80	26	4,616
	件数	50	65	50	46	56	39	18	20	26	26	24	34	454
	人数	916	2,319	4,009	1,652	1,312	3,343	472	1,743	466	346	263	504	17,345
	使用料	48,530	57,110	14,010	46,240	20,790	12,050	1,100	3,160	9,880	5,760	4,180	13,830	236,640
団体 計	減免額	73,740	122,670	184,020	137,230	112,280	147,120	52,450	91,090	60,110	55,860	53,020	65,830	1,155,420
	減免件数	30	36	41	35	41	29	16	20	24	22	21	25	340

多目的運動広場		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童(幼・小)	件数	0	1	4	0	1	1	0	1	0	0	0	0	8
	人数	0	300	475	0	576	950	960	30	0	0	0	50	3,341
生徒(中・高)	件数	6	0	1	1	0	1	0	0	2	0	1	3	15
	人数	52	0	1	27	0	14	40	0	3	0	1	141	279
大学生・一般	件数	1	1	4	2	0	3	3	2	2	1	0	8	27
	人数	36	300	462	127	616	1,388	1,013	22	4	3	0	237	4,208
婦人	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者	件数	4	2	4	3	5	4	6	6	0	0	0	0	34
	人数	349	295	335	298	245	296	313	353	0	0	0	0	2,484
計	件数	11	4	13	6	6	9	9	9	4	1	1	11	84
	人数	437	895	1,273	452	1,437	2,648	2,326	405	7	3	1	428	10,312
	使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記のうち	文化協会 加盟団体	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体育協会 加盟団体	件数	2	2	4	2	1	3	2	1	0	0	0	17
		人数	322	303	1,070	398	203	1,847	28	285	0	0	0	4,456
	スポーツ 少年団	件数	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
		人数	0	580	145	0	0	0	50	0	0	0	0	775
	中高生部活	件数	5	0	0	1	0	1	0	0	1	1	3	12
		人数	7	0	0	33	0	14	0	2	0	1	6	63
団体 計	件数	7	3	5	3	1	4	2	2	1	0	1	3	32
	人数	329	883	1,215	431	203	1,861	28	335	2	0	1	6	5,294
	使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減免件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

クロスカントリーコース		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童(幼・小)	件数	4	3	2	1	3	1	3	5	3	1	1	5	32
	人数	8	20	15	3	6	8	13	36	8	29	4	6	156
生徒(中・高)	件数	1	3	3	2	12	3	2	1	3	3	5	10	48
	人数	1	33	30	8	87	52	4	14	38	54	69	82	472
大学生・一般	件数	20	28	14	12	6	5	11	5	7	10	10	16	144
	人数	27	42	14	31	22	7	19	11	16	10	15	33	247
婦人	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者	件数	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	5
	人数	8	9	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	21
計	件数	26	36	19	16	21	9	16	11	14	14	16	31	229
	人数	44	104	59	45	115	67	36	61	63	93	88	121	896
	使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記のうち	文化協会	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加盟団体	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体育協会	件数	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	4
	加盟団体	人数	0	8	0	0	58	0	0	0	0	10	0	76
中高生部活	スポーツ	件数	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	9
	少年団	人数	0	10	10	8	0	0	10	20	10	28	2	100
	部活	件数	0	1	1	0	0	2	0	0	2	3	4	18
	人数	0	30	24	0	0	44	0	0	32	52	65	78	325
団体 計	件数	0	3	2	1	2	2	1	1	3	4	6	6	31
	人数	0	48	34	8	58	44	10	20	42	80	77	80	501
	使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
団体 計	減免件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0